

第3次
三重県動物愛護管理推進計画

令和3年3月
三重県医療保健部

第3次三重県動物愛護管理推進計画の策定にあたって

県では、平成20年3月に「三重県動物愛護管理推進計画」を策定し、人に対する危害防止を中心としたこれまでの「管理」から、動物の習性等を理解した上での「愛護管理」へと転換を行ってきました。

その後、平成26年3月に策定した「第2次三重県動物愛護管理推進計画」においては、行政の取組だけでは解決できない課題に対して、さまざまな主体と連携して取り組む「協創」の視点を新たに加えました。

さらに平成29年には、本県における動物愛護管理の拠点として三重県動物愛護推進センター「あすまいる」を開所し、動物と人に笑顔が広がるよう、さまざまな取組を展開しているところです。

日本全体をみると、幅広い世代で約3割の人がペットを飼育している時代となり、ペットは伴侶動物として人の生活に欠かせない存在となっています。しかしながら、安易な購入による飼育放棄や遺棄、虐待等といった動物が直接被害を受ける問題や、多頭飼育を起因とした周辺的生活環境が損なわれる問題が発生しているのも事実であり、ペットが社会で受け入れられるためには、しつけやマナーといった人との関わりに配慮した適切な飼養管理が求められています。

今回、令和元年6月に「動物の愛護及び管理に関する法律」が改正され、令和2年6月に施行されたことを受け、動物愛護管理の取組をより一層推進していくため、「第3次三重県動物愛護管理推進計画」を策定しました。

ライフスタイルや価値観の多様化が進む社会の中で、人が動物に対して抱く気持ちはさまざまでありながらも、同じ命に対する思いやりや生活に豊かさを与えてくれる動物への感謝の気持ちを忘れずに、これからも「人と動物が安全・快適に共生できる社会」をめざして取り組みを続けてまいります。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、熱心にご議論いただいた三重県動物愛護管理推進計画検討会委員の皆様をはじめ、貴重なご意見やご提言をいただきました関係者や県民の皆様に心より感謝申し上げます。

令和3年3月

三重県知事 鈴木 英敬

目次

第1章 基本的な方針 2

- 1 計画の性格・位置付け
- 2 計画期間
- 3 基本理念と10年後のめざす姿
- 4 計画の体系と推進体制

第2章 三重県の現状 5

～第2次三重県動物愛護管理推進計画（平成26年度～令和元年度）の成果と課題～

第3章 目標と具体的な取組内容 14

- | | |
|---|----|
| 1 計画の目標・指標 | 14 |
| 2 具体的な取組内容 | |
| 取組（1） 適正飼養の推進による動物の健康及び安全の確保並びに返還・譲渡の推進 | 15 |
| 取組（2） 災害対策と危機管理対応 | 18 |
| 取組（3） 地域における動物愛護管理の推進と人材育成 | 21 |
| 取組（4） 動物愛護管理の普及啓発 | 23 |
| 取組（5） 周辺生活環境の保全と動物による危害防止 | 25 |
| 取組（6） 所有者明示の推進 | 28 |
| 取組（7） 動物取扱業の適正化 | 30 |
| 取組（8） 実験動物、産業動物等の適正な取扱いの推進 | 32 |

第4章 推進体制の充実等 34

- 1 推進体制の充実
- 2 取組の進捗管理

（参考資料）

●用語の説明

※本文中、「*」が付いている用語は、巻末に説明を掲載しています。

第1章 基本的な方針

1 計画の性格・位置付け

本計画は、動物の愛護及び管理に関する法律（以下「動物愛護管理法」といいます。）第6条に基づく県の計画として、動物の愛護及び管理（以下「動物愛護管理*」）といっています。）に関する基本的な方針や必要な取組を定めるとともに、その取組を県だけではなく、さまざまな主体*と連携しながら、総合的に推進していく行動指針として位置付けるものです。

2 計画期間

令和3年度から令和12年度までの10年間の計画としますが、計画の達成状況を点検し、状況の変化に的確に対応するため、計画の策定後、おおむね5年目にあたる令和7年度を目途に、見直しを図るものとします。

3 基本理念と10年後のめざす姿

本県では、平成20年3月に「三重県動物愛護管理推進計画」を、平成26年3月に「第2次三重県動物愛護管理推進計画（以下「第2次推進計画」といいます。）」を策定し、「人と動物が安全・快適に共生できる社会」をめざして、動物愛護管理に関するさまざまな取組を行ってきました。

本計画では、動物愛護管理法の趣旨をふまえ、引き続き「人と動物が安全・快適に共生できる社会」を基本理念とし、その実現に向けて、県民一人ひとりが動物を愛護する心を育み、動物の命を尊重するとともに、すべての動物の飼い主が社会的な責任をもって動物を適正に管理できるよう取り組みます。

10年後のめざす姿

- 県民一人ひとりが、人と動物との関わりについて正しく理解し、動物の命についてもその尊厳を守るとともに、動物に優しいまなざしを向け、その存在が幸せであると感じています。
- すべての動物の飼い主が社会的な責任をもって、適正な飼養管理を行うことで、動物が人の生命等を侵害することがなくなるとともに、動物の健康及び安全が確保されています。
- さまざまな主体の相互理解のもと、地域において動物に起因する問題の解決や災害対策などに取り組んでいます。

4 計画の体系と推進体制

動物愛護管理に関する基本理念や10年後のめざす姿の実現に向け、三重県動物愛護推進センター「あすまいる*」（以下「あすまいる」といいます。）を拠点として、県全体で取り組んでいる「3つの柱」の取組を重点的に推進するとともに、「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針（以下「基本指針」といいます。）」（令和2年環境省告示第53号）の改正内容をふまえた8項目の取組を進めます。

【3つの柱】

- 「Ⅰ 殺処分ゼロに向けた取組」
- 「Ⅱ 災害時などの危機管理対応の取組」
- 「Ⅲ さまざまな主体との協創の取組」

【8つの項目】

- (1) 適正飼養の推進による動物の健康及び安全の確保並びに返還・譲渡の推進
- (2) 災害対策と危機管理対応
- (3) 地域における動物愛護管理の推進と人材育成
- (4) 動物愛護管理の普及啓発
- (5) 周辺生活環境の保全と動物による危害防止
- (6) 所有者明示の推進
- (7) 動物取扱業の適正化
- (8) 実験動物、産業動物等の適正な取扱いの推進

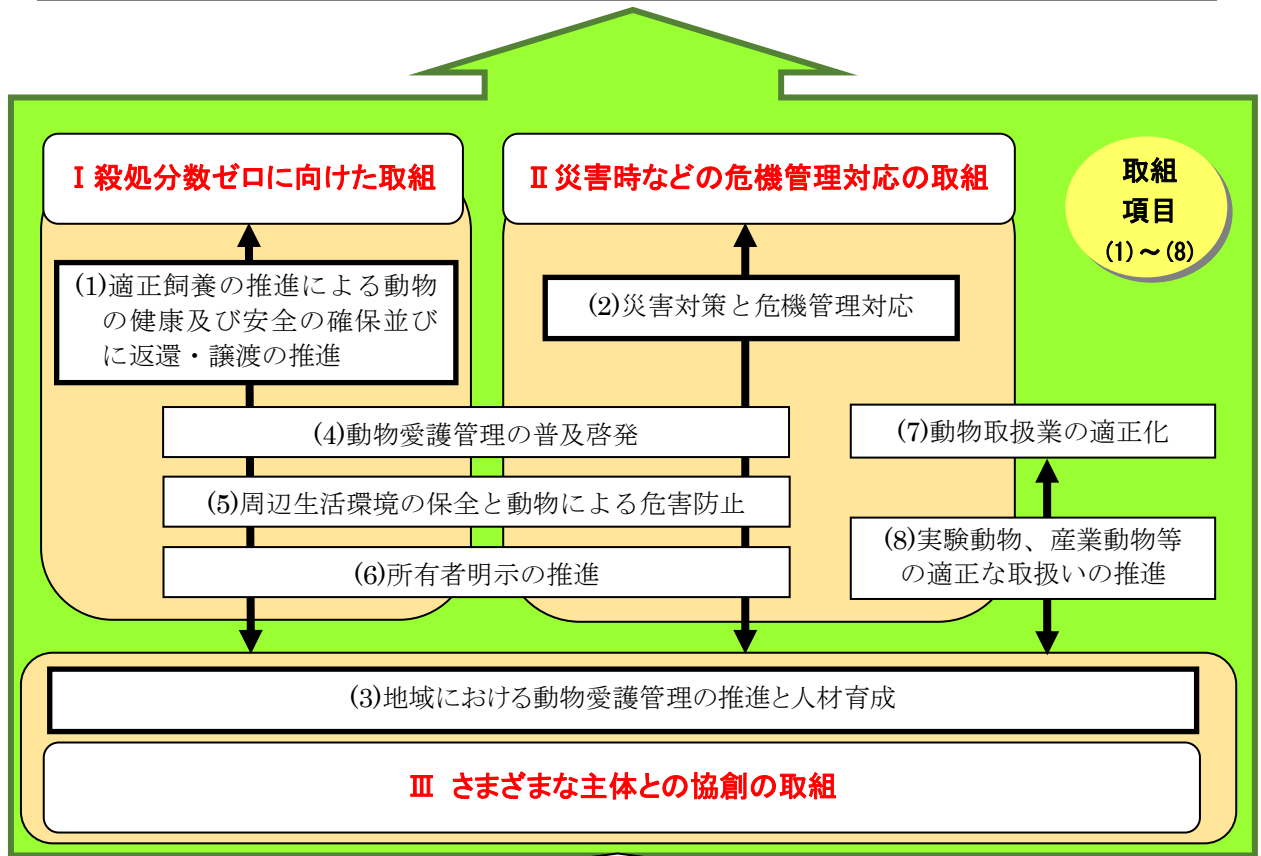
● 計画の体系と推進体制

計画の体系

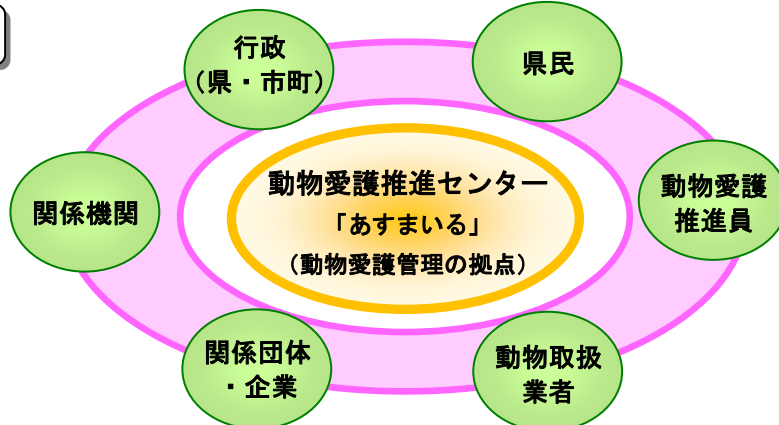
(基本理念) 人と動物が安全・快適に共生できる社会

10年後のめざす姿

- 県民一人ひとりが、人と動物との関わりについて正しく理解し、動物の命についてもその尊厳を守るとともに、動物に優しいまなざしを向け、その存在が幸せであると感じています。
- すべての動物の飼い主が社会的な責任をもって、適正な飼養管理を行うことで、動物が人の生命等を侵害することがなくなるとともに、動物の健康及び安全が確保されています。
- さまざまな主体の相互理解のもと、地域において動物に起因する問題の解決や災害対策などに取り組んでいます。



推進体制



第2章 三重県の現状

～第2次三重県動物愛護管理推進計画(平成26年度～令和元年度)の成果と課題～

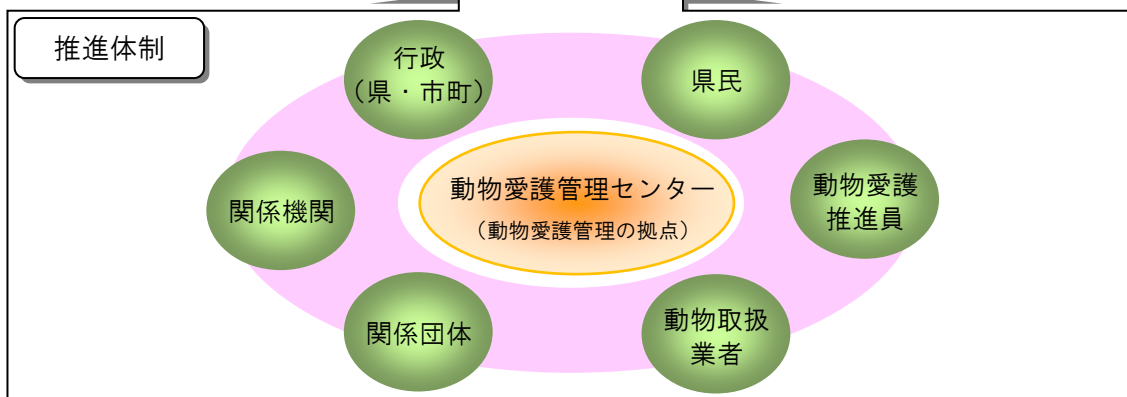
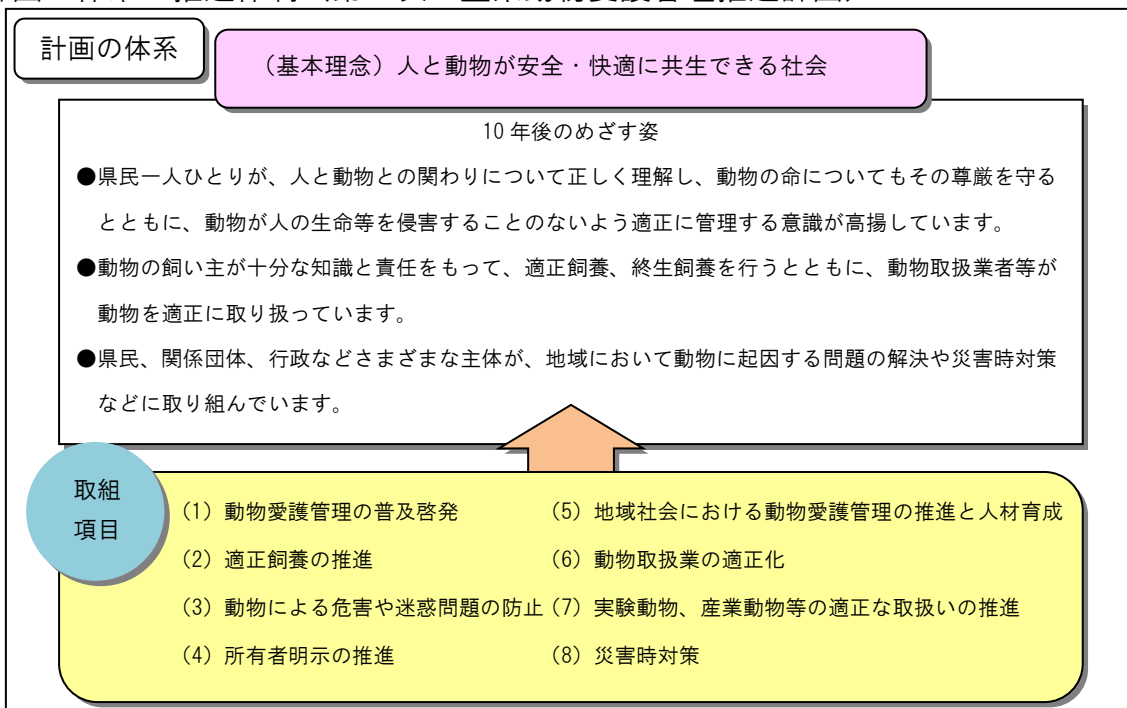
第2次推進計画※¹では、平成24年に改正された動物愛護管理法の趣旨をふまえ、「人と動物が安全・快適に共生できる社会」を基本理念として、次の体系でさまざまな事業に取り組みました。

その成果と残された課題を振り返り、動物愛護管理に関する三重県の現状を明らかにします。

※1 第2次三重県動物愛護管理推進計画の延長について

「動物愛護管理推進計画」は、動物愛護管理法第6条により、国の基本指針に即して都道府県が策定することとされており、平成26年3月に策定した「第2次推進計画」は、平成26年度から平成30年度までの5年間の計画として、計画目標及び行動目標等を定めました。その後、基本指針の改正が令和2年4月まで延長したことを受け、県では、新たな推進計画の策定まで、第2次推進計画を令和2年度まで延長して取り組みました。

●計画の体系と推進体制（第2次三重県動物愛護管理推進計画）



●取組の成果と課題

1 計画の目標

第2次推進計画の基本理念である「人と動物が安全・快適に共生できる社会」の実現に向けて、県民、関係団体、行政などさまざまな主体が動物愛護管理の取組を進めることで、将来的に殺処分数がゼロになることをめざし、計画の目標を設定しました。

平成24年度の実績（3,452頭・匹）を現状値として、5年間で現状値の半減をめざした結果、計画策定時に掲げた目標値に対し、大幅に犬・猫の殺処分数を減少させることができましたが、それでもなお、多くの犬・猫が殺処分されています。

特に哺乳等の適切な管理を行うことができない幼齢の飼い主のいない猫の殺処分数が多いことから、飼い主のいない猫を生み出さないための取組を継続して実施するとともに、犬・猫の譲渡*の推進や、適正飼養*、終生飼養等に関する普及啓発もより一層充実させていく必要があります。

目標項目 犬・猫の殺処分数（匹）

	H26	H27	H28	H29	H30	R1
現状値 (H24) 3,452	→				当初目標値 1,726*	
目標値*	2,226	1,500	1,340	650	590	480
実績値	1,611*	1,432	744	628	514	377

※平成26年度実績が第2次推進計画の最終目標（H30上段）を達成したため、平成27年度以降については、前年度の実績値をふまえさらに高い目標値を設定し取り組みました。

2 具体的な取組内容

第2次推進計画の目標である「犬・猫の殺処分数の減少」を達成するため、8つの取組項目を設け、それぞれに行動目標を設定し、さまざまな事業に取り組みました。

（1）動物愛護管理の普及啓発

ア 取組概要と成果

次世代を担う子どもたちを対象に人と動物とのかかわりについて学び、動物愛護管理に関する意識の高揚に向けた啓発を充実させるため、動物

愛護教室を関係団体等と協力して開催しました。

また、「あすまいる」の開所を機に動物愛護管理に関する情報の提供や動物愛護週間*行事の充実も図りました。

目標項目 動物愛護教室等の受講者数（人）

	H26	H27	H28	H29	H30	R1
現状値 (H24) 2,471	→				当初目標値 3,000	
目標値	2,800	3,200	3,200	3,200	3,200	3,200
実績値	3,199	3,183	2,302	3,224	3,474	2,776

※平成26年度実績が第2次推進計画の最終目標（H30上段）を達成したため、平成27年度以降については、前年度の実績値をふまえさらに高い目標値を設定し取り組みました。

イ 残された課題

「あすまいる」の開所を機に動物愛護管理の普及啓発に関するさまざまな取組を行いました。動物愛護教室等の参加人数が増加していないことから、「あすまいる」を拠点とした教育活動や広報活動等を継続していくとともに、さまざまな主体との連携協力の下、より効果的な普及啓発の実施をめざす必要があります。

また、普及啓発の取組をより一層推進していくため、「あすまいる」の認知度を高め、多くの方に来館していただく必要があるため、ホームページの充実や来館者を増やす取組を充実させる必要があります。

（2）適正飼養の推進

ア 取組概要と成果

犬・猫の殺処分数を減少させるため、適正飼養、終生飼養等に関する普及啓発や飼い主への助言・指導に加え、飼い主のいない猫を生み出さないための取組を行った結果、保健所に持ち込まれる犬・猫の引取り*数は減少しました。

目標項目 犬・猫の引取り数（匹）

	H26	H27	H28	H29	H30	R1
現状値 (H24) 3,249	→				当初目標値 1,625	
目標値	2,125	1,350	1,350	980	850	760
実績値	1,411	1,429	1,032	893	744	530

※平成26年度実績が第2次推進計画の最終目標（H30 上段）を達成したため、平成27年度以降については、前年度の実績値をふまえさらに高い目標値を設定し取り組みました。

イ 残された課題

保健所に持ち込まれる犬・猫のうち、半数以上が哺乳等の適切な管理を行うことができない幼齢の飼い主のいない猫であることから、飼い主のいない猫の減少に向けた取組*を継続させる必要があります。

また、飼い犬や飼い猫の飼育放棄や、所有者の判明しない犬・猫の引取りの減少をめざすため、安易な飼養の抑制等による終生飼養の啓発及びみだりな繁殖を防止する措置の徹底、マイクロチップ*の装着等による所有者明示*措置の推進及び遺棄の防止等の取組も引き続き行っていく必要があります。

(3) 動物による危害や迷惑問題の防止

ア 取組概要と成果

飼い犬・飼い猫等の鳴き声、放し飼いなどの不適正飼養や飼い主のいない猫による迷惑行為等に関する苦情や相談が保健所に多く寄せられています。

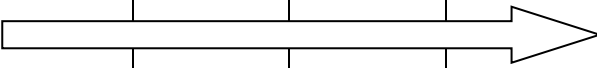
こういった苦情や相談に対し、その事案が再発しないように現地確認を行ったうえで飼い主への助言・指導を行いました。

また、県内で特定動物*の無許可飼養事例や特定動物による人への危害事故が発生したことから、特定動物の飼い主に対して、特定飼養施設の適正な管理を行い、人への危害の発生を防止するよう指導を行いました。

さらに、飼い主のいない猫による迷惑行為等に関し、不妊・去勢手術等の支援を行い、引取りによらない方法で問題解決をめざす取組も行った結果、目標値の達成には至らなかったものの、動物による危害や迷惑問題に

関する問い合わせ件数は、減少傾向にあります。

目標項目 動物による危害や迷惑問題に関する問い合わせ件数（件）

	H26	H27	H28	H29	H30	R1
現状値 (H24) 3,115					2,336	
目標値	2,959	2,804	2,650	2,500	2,336	2,336
実績値	3,330	3,250	2,947	2,838	3,084	2,770

イ 残された課題

飼い犬・飼い猫等の鳴き声、放し飼いなどの不適正飼養に関する苦情・相談件数に関しては、未だに多くよせられているため、その対応を的確に行うとともに、その事案が再発しないように、飼い主への助言・指導を継続する必要があります。

飼い主のいない猫の減少に向けた取組については、その取組について理解を深める啓発を行った結果、地域住民等から多くの相談がよせられていますが、その相談に迅速に対応できるような体制の充実を図る必要があります。

また、動物愛護管理法の改正により、特定動物の飼養・保管に関する規制が強化され、厳格な法令遵守が求められていることから、特定飼養施設の監視指導を充実させていく必要があります。

さらに、多頭飼育問題*等の不適切な飼養に起因する周辺的生活環境の保全に支障をきたす事例も増加しており、この問題の解決方法も検討していく必要もあります。

(4) 所有者明示の推進

ア 取組概要と成果

家庭動物等*への迷子札やマイクロチップの装着、飼い主への狂犬病予防法に基づく鑑札・注射済票の装着の徹底などについて、各種広報媒体を活用するとともに、動物愛護教室等さまざまな機会をとらえ、所有者明示を行うよう働きかけた結果、目標値の達成には至らなかったものの、所有者明示率が向上しました。

目標項目 所有者明示率 (%)

	H26	H27	H28	H29	H30	R1
現状値 (H24) 犬 19.9	→				犬 40	
目標値	26	34	34	38	40	40
実績値	24.5	24.5	27.6	30.7	33.7	37.6

イ 残された課題

所有者明示は、動物の盗難及び迷子の発生を防止するとともに、逸走した動物の所有者の発見を容易にしますが、所有者明示率はまだ低い状況です。

動物愛護管理法の改正により、販売される犬・猫へのマイクロチップの装着、所有者情報の登録等が義務化されることから、所有者明示の意義及び役割について県民の理解を深め、所有者明示のさらなる向上を図る必要があります。

(5) 地域社会における動物愛護管理の推進と人材育成

ア 取組概要と成果

県では、地域での動物愛護管理の推進を率先して実施する動物愛護推進員*等の人材育成とその活動への支援を行いました。

特に「あすまいる」の開所を機にその活動は多様となり、これまでの動物の関わるトラブルへの対応や動物愛護に関するイベントの参加に加え、譲渡犬のトリミングや飼い主のいない猫の不妊・去勢手術の支援など、より専門的な活動を担っていただきました。

目標項目 地域における動物愛護推進員の年間総活動回数 (回)

	H26	H27	H28	H29	H30	R1
現状値 (H24) —	→				300	
目標値	60	120	180	300	300	350
実績値	180	265	269	339	386	389

※平成 26 年度から平成 30 年度までの実績をふまえ、令和元年度からさらに高い目標値を設定し取り組みました。

イ 残された課題

動物愛護管理に関する取組は、広範かつ多岐にわたることから、さまざまな主体の相互理解のもと、その取組を活性化させていくことが必要です。

そのためには、動物愛護推進員等の人材育成を積極的に推進していくとともに、ニーズに応じた専門的な知識や技術の習得に対する情報共有を行うことが必要です。

(6) 動物取扱業の適正化

ア 取組概要と成果

平成24年に改正された動物愛護管理法により、幼齢の犬や猫の販売・展示の禁止、動物を販売する際の現物確認・対面説明の義務化、第二種動物取扱業の届出制度の導入など、動物取扱業者*に対する規制が強化されたことから、定期的な施設への立ち入りによる監視指導等に取り組みました。

目標項目 動物取扱業者による動物愛護管理法違反^{※2}件数(件)

	H26	H27	H28	H29	H30	R1
現状値 (H24) 0	→				0	
目標値	0	0	0	0	0	0
実績値	0	0	0	0	0	0

※2 動物愛護管理法の規定により罰金以上の刑に処せられること。

イ 残された課題

動物取扱業者の監視指導等の実施により、計画期間中の動物愛護管理法違反事例はありませんでした。しかし、令和元年度に動物愛護管理法が改正され、動物取扱業者に対する規制がさらに強化されたことから、新たな制度の着実な運用を図るとともに、適正な動物の取扱いについて動物取扱業者の主体的な取組を促進する必要があります。

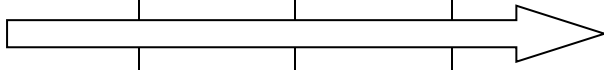
(7) 実験動物、産業動物等の適正な取扱いの推進

ア 取組概要と成果

実験動物*を飼養及び科学上利用する施設に対しては、実験動物の取扱いの基本的考え方である「3Rの原則」(代替法の活用: Replacement、使

用数の削減：Reduction、苦痛の軽減：Refinement）について、また、産業として動物を取扱う施設には、動物の福祉に配慮した取扱いについて、さまざまな機会を捉え、説明を行いました。

目標項目 実験動物等の適正な取扱いに関する説明会等の開催回数（回）

	H26	H27	H28	H29	H30	R1
現状値 (H24) —					10	
目標値	2	4	6	8	10	12
実績値	2	4	7	8	10	12

イ 残された課題

実験動物の適正な取扱いのより一層推進していくためには、引き続き実験動物取扱施設等の把握に努めていく必要があります。

また、産業動物*については、アニマルウェルフェアに配慮した家畜の飼養管理の考え方について、普及啓発する必要があります。

さらに、実験動物や産業動物等の必要性や、動物の命に対する感謝及び畏敬の念を抱くとともに、これらの気持ちを動物の取扱いに反映させる教育活動の実施も検討していく必要があります。

(8) 災害時対策

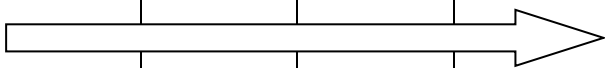
ア 取組概要と成果

東日本大震災等の経験から、被災地に残された動物の救護活動や餌の確保、特定動物の逸走防止措置などを迅速、安全かつ適切に行うことができるよう事前に整備しておく必要性が改めて認識されました。

県では、平成24年4月に公益社団法人三重県獣医師会（以下「獣医師会」といいます。）、公益財団法人三重県動物管理事務所*（以下「(公財)動物管理事務所」といいます。）及び県で災害時における動物救護活動に関する協定を締結しました。

また、動物愛護救護活動を活発に行っていくため、市町と獣医師会との協定締結に関する支援を行うとともに、地域の防災訓練への参加等の機会を捉えて、動物の災害対策に関する啓発を行った結果、目標値の達成には至らなかったものの、協定を締結した市町数は増加しました。

目標項目 獣医師会と災害時における動物救護活動に関する協定を
締結した市町数（市町）

	H26	H27	H28	H29	H30	R1
現状値 (H24) —					29	
目標値	13	17	25	25	29	29
実績値	13	22	23	23	23	25

イ 残された課題

災害に強い体制づくりには、「自助」・「共助」・「公助」の力を集結していく必要があります。このため、これまでの「公助」の取組の充実に加え、ペット*の飼い主が、平常時から備えるべき対策（自助）について普及啓発を充実させる取組を行うとともに、被災地以外の自治体や民間団体と連携した広域的な協力体制の整備を図りながら、被災動物の救護活動等を行うボランティアの育成をめざす取組（共助）を推進していく必要があります。

第3章 目標と具体的な取組内容

本計画の基本理念である「人と動物が安全・快適に共生できる社会」の実現に向けて、県が重点的に行う3つの取組に対して、以下の目標を設定します。

また、3つの目標以外にも、それぞれの取組に関する指標を設定し、毎年度策定する「動物愛護管理推進実施計画」（以下、「実施計画」といいます。）で進捗を管理します。

なお、目標及び指標の設定は、策定後おおむね5年目にあたる令和7年度までとし、それまでの結果をふまえて、令和8年度以降の目標及び指標を設定することとします。

1 計画の目標・指標

1 計画目標		具体的な取組内容
目標Ⅰ	<u>【殺処分ゼロに向けた取組目標】</u> 殺処分ゼロ	⇒取組（1）
目標Ⅱ	<u>【災害時などの危機管理対応の取組目標】</u> ペットの防災対策を行っている人の増加	⇒取組（2）
目標Ⅲ	<u>【さまざまな主体との協創の取組目標】</u> 動物愛護に対するアクティブシチズンの増加	⇒取組（3）

2 その他取組の指標

指標1	ITを用いた動物愛護の普及啓発	⇒取組（4）
指標2	飼い主のいない猫の減少に向けた取組の支援 応答率	⇒取組（5）
指標3	犬・猫のマイクロチップの装着率	⇒取組（6）
指標4	法令遵守状況等の自主点検を実施している動物取扱業者の割合	⇒取組（7）
指標5	実験動物等の役割や適正な取扱いに関し、理解を深めた人数	⇒取組（8）

これらの目標・指標は、「実施計画」で進捗を管理し、翌年度の計画における取組に反映させることとします。

2 具体的な取組内容

取組 (1) 適正飼養の推進による動物の健康及び安全の確保並びに返還・譲渡の推進

ア めざす方向

飼い主が社会的な責任をもって、安易な飼養の抑制、終生飼養及びみだりな繁殖を防止するための措置の徹底などの適正飼養を行うことで、動物の命と健康を守るとともに、動物の引取り数が減少し、返還^{*}率の向上や譲渡の推進により、犬・猫の殺処分数がゼロになっています。

イ 現状と課題

犬・猫の殺処分数ゼロをめざすため、適正飼養に関する普及啓発や飼い主への助言・指導に加え、飼い主のいない猫を生み出さないための取組などを行った結果、保健所に持ち込まれる犬・猫の引取り数は減少しています。

しかし、依然として多くの犬・猫の引取り依頼があり、多くの犬・猫が殺処分になっていること、犬・猫等に対する遺棄・虐待^{*}に関する相談も多いことから、引き続き、適正飼養の推進に係る取組を強化するとともに、返還率の向上や譲渡の推進に関する取組をより一層充実させていく必要があります。

ウ 県の取組

① 適正飼養の推進

- ・各種広報媒体を活用するとともに、動物愛護教室などさまざまな機会をとらえて、動物の終生飼養、繁殖制限^{*}、逸走防止等の適正飼養の啓発を行います。
- ・犬・猫の引取りを求める者に対しては、動物愛護管理法の規定について説明し、理解を求めるとともに、適正な飼い方等について十分な助言を行います。

② 返還率向上の取組

- ・保健所に収容された犬・猫の情報を、インターネットを活用して公示^{*}する方法について、更なる検討を行います。
- ・収容動物の健康及び安全に配慮した抑留期間^{*}の延長を検討します。

③ 犬・猫の譲渡の取組

- ・新たに犬や猫の飼養を希望する者に対して、適正飼養の遵守を求めるとともに、譲渡後も必要に応じ、しつけに関する基本的な助言・指導を行います。
- ・犬・猫の譲渡は、人への攻撃性などの適性や動物の健康状態を判断したうえで行います。
- ・適宜、現行の譲渡方法を見直し、適正な飼養管理ができる飼い主に譲渡します。
- ・犬・猫の譲渡をより一層促進していくため、関係団体への適正な譲渡の方法を検討します。

④ 収容動物の適正管理

- ・保健所や「あすまいる」に収容された犬・猫の健康及び安全を確保するため、関係団体等と連携した管理方法について検討します。
- ・返還または譲渡に努めたものの、やむを得ず殺処分しなければならない場合は、できる限り動物に苦痛を与えない方法を用いて行います。

⑤ 遺棄及び虐待の防止

- ・動物愛護推進員、関係団体及び市町と連携し、愛護動物*の遺棄・虐待に係る罰則等を県民に周知し、遺棄・虐待の防止を図ります。
- ・愛護動物の虐待に係る通報に対して、獣医師、警察との連携により、的確な対応を行うことができる体制を構築します。

エ 他の取組主体の役割

① 県民

家庭動物等の飼養者は、飼養する動物の習性、その飼養に必要な費用及び飼養に関する法令等について十分な知識を得るとともに、意識を高めたうえで動物を飼い、終生飼養、繁殖制限、逸走防止、遺棄・虐待防止等の適正飼養に努めます。

② 動物愛護推進員

県に協力し、動物の終生飼養、繁殖制限、逸走防止、遺棄・虐待防止等の適正飼養の啓発を行います。

③ 関係団体

県と連携し、動物の終生飼養、繁殖制限、逸走防止、遺棄・虐待防止等の適正飼養の啓発を行うとともに、収容動物の適正管理及び譲渡を推進します。

④ 関係機関

動物を飼養する学校などの教育機関は、終生飼養、繁殖制限、逸走防止、遺棄・虐待防止等の適正飼養に努めます。

⑤ 市町（保健所政令市*の四日市市を含む）

県と連携し、動物の終生飼養、繁殖制限、逸走防止、遺棄・虐待防止等の適正飼養の啓発、返還率向上の取組や収容動物の譲渡の推進を行います。

オ【目標】殺処分ゼロ

（考え方）

保健所に収容された犬・猫のうち、やむを得ず殺処分に至る犬・猫の数を少なくするため、基本指針における以下の3分類のうち、②に属する個体についてゼロとなるよう取組を進めます。

なお、①及び③については、引取り数の減少等により、引き続き減らしていくこととします。

- ① 譲渡することが適切ではない場合（治癒見込みがない病気や攻撃性がある等）の処分数
- ② ①及び③以外の場合（譲渡先の確保や適切な飼養管理が困難等）の処分数
- ③ 引取り後に死亡した場合（輸送中の死亡等）の処分数

目標項目	現状値 (2年度)	中間目標値 (5年度)	目標値 (7年度)	目標値の考え方
犬・猫の殺処分数(匹) (基本指針【分類②】)	97 (元年度)	0	0の継続	3分類の②を、令和5年度に0となるよう取組を進めます。

**取組
(2) 災害対策と危機管理対応**

ア めざす方向

行政、関係団体、企業等が連携し、災害に強い危機管理体制が整備されています。

イ 現状と課題

平成23年3月の東日本大震災や平成28年4月の熊本地震等の経験から、平成29年5月に「あすまいる」を開所するなど、施設整備を含めた必要な体制を推進してきました。

動物愛護の観点で災害に強い三重県づくりを進めていくためには、「あすまいる」を拠点施設として、県・市町の行政をはじめ、関係機関や関係団体との協力体制を構築していくとともに、ペットの飼い主に対して平常時から備えるべき対策を啓発する取組や、被災動物の救護活動等を行うボランティアを育成する取組を充実させていく必要があります。

また、万が一、国内で狂犬病が発生した場合、そのまん延を防止するために市町や獣医師会等と連携した防疫体制（検査体制を含む。）を構築していく必要があります。

ウ 県の取組

① 災害時の危機管理体制の整備

- ・ 災害時の連絡網の整備や多数の動物を飼養する施設及び個人の把握を行います。
- ・ 獣医師会等の関係団体や企業と連携し、放浪動物*や傷病動物*の救護体制を整備します。
- ・ 飼い主責任を基本とした同行避難*を想定し、市町、獣医師会等の関係団体等との連携により災害時の体制を整備します。
- ・ 被災動物の救護活動等を行うボランティアの育成を検討します。
- ・ 他府県との広域的な連携体制の構築について検討します。

② ペットに関する防災対策の普及啓発

「ペット防災」に関する研修会の開催や情報発信を充実するなど、ペットの飼い主が平常時から備えるべき対策や飼い主責任を基本とした同行避難について普及啓発を行います。

また、IT等を活用した調査の結果をふまえた啓発内容を検討します。

③ 人と動物の共通感染症対策

- ・ 万が一、国内で狂犬病が発生した場合、県内におけるまん延を防止するために、「あすまいる」を拠点施設とした防疫体制を構築します。
- ・ 狂犬病予防注射の接種率向上を図るため、関係団体及び市町等と連携し、普及啓発等の取組を充実します。
- ・ 人と動物の共通感染症*の予防について啓発を行うとともに、関係機関や関係団体と連携し、モニタリング・調査研究を充実します。

エ 他の取組主体の役割

① 県民

- ・ ペットの飼い主は、同行避難することを想定して、平時からペットのしつけや健康管理を行うとともに、飼い主の連絡先を記載した迷子札等の装着、水、餌等のペット用避難用品の備蓄に努めます。
- ・ 避難所においては、指定された場所で管理するなどペットの飼育ルールを守り、ペットを適切に管理するよう努めます。

② 動物愛護推進員

ペットに関する防災対策の普及啓発、災害時における放浪動物や傷病動物の救護活動など、県等が行う災害対策に協力するよう努めます。

③ 動物取扱業者

災害時における動物の健康と安全を確保するとともに、人への危害を防止するため、平時から従事者の連絡体制や動物の逸走時の捕獲体制の整備、動物の避難方法の確立、餌の備蓄等の対策を講じるよう努めます。

④ 関係団体・企業

- ・ 災害時に救護された放浪動物や傷病動物の飼養管理、一時預かり等の活動に協力するよう努めます。
- ・ 獣医師会は、県や市町と連携し、災害時の危機管理体制の整備を行います。
- ・ 獣医師会は、県や市町と連携し、狂犬病予防注射の接種率向上を図るための啓発活動を行います。

⑤ 関係機関

動物の逸走による人への危害を防止するため、災害時の危機管理体制の

整備に努めます。

⑥ 市町（保健所政令市の四日市市を含む）

- ・ 災害時にペットと同行避難する避難者の受入体制について検討するよう努めます。
- ・ 県と連携し、ペットの防災対策に関する普及啓発を行うとともに、災害時における放浪動物や傷病動物の救護活動などを行います。
- ・ 県や獣医師会と連携し、狂犬病予防注射の接種率向上を図るための啓発活動を行います。

オ【目標】 ペットの防災対策を行っている人の増加
（考え方）

避難が必要な災害が発生し、ペットと同行避難することを想定した上で、平常時から必要なしつけや水・餌等の備蓄品の確保が必要です。これらのペットに関する防災意識について、IT等を活用して調査を行い、防災意識の向上をめざします。

（調査対象：調査したペットを飼っている人のうち、「実施している」と回答した人の割合）

目標項目	現状値 (2年度)	目標値 (7年度)	目標値の考え方
ペットの防災対策を行っている人の割合(%)	44.4	60	人の防災意識と同様に増加するよう取組を進めます。

取組
(3)

地域における動物愛護管理の推進と人材育成

ア めざす方向

地域ボランティア、動物愛護推進員及び関係団体などがアクティブシチズン*として積極的に動物愛護管理の推進に関わる活動を実施しています。

イ 現状と課題

地域での動物愛護の推進に率先して取り組む地域ボランティアや動物愛護推進員は、「あすまいる」の開設以降、動物愛護イベントへの参加や飼い主のいない猫の不妊・去勢手術事業の支援など、広範かつ多岐にわたる活動を担っていただいています。

一方で、動物に起因した地域内でのトラブルや動物の遺棄や虐待に関する事例も発生しており、地域におけるこれらの問題について、個人による対応のみならず、地域全体で考え、解決に向けて取り組む必要があります。

そのためにも、多様化している動物愛護管理の取組や地域における問題に取り組む人材を育成していくことが求められています。

ウ 県の取組

① 動物愛護推進員等との連携した活動

動物愛護推進員や関係団体等が、地域において、より活発な活動が行うことができるよう連携した活動を行います。

② 地域における問題解決への取組

市町及び関係団体等と連携し、地域で発生した動物に起因する問題の解決に向けた助言などの取組を行います。

③ 動物愛護管理に携わる人材の育成

研修会を開催するなど、動物愛護管理の推進に取り組む人材の育成に努めます。

エ 他の取組主体の役割

① 県民

県の動物愛護管理の推進に関する取組について理解を深めるとともに、地域で発生した動物に起因する問題を地域全体の課題として考え、協力し

て解決にあたるよう努めます。

② 動物愛護推進員・地域ボランティア

県と連携し、動物愛護管理に関わる活動に率先して取り組むとともに、地域の模範として、動物に起因する地域内の問題の解決に向けて繁殖防止措置、適正譲渡等の助言など支援を行います。

③ 関係団体、企業、市町（保健所政令市の四日市市を含む）

県と連携し、動物愛護管理に関する普及啓発や繁殖防止措置、適正譲渡等の取組を推進するとともに、地域で発生した問題の解決に向けた支援に努めます。

オ【目標】動物愛護に対するアクティブシチズンの増加
（考え方）

地域で動物愛護管理の推進に活躍していただく地域ボランティアや動物愛護推進員の数を増やし、また、県の取組に対して、直接・間接問わずに、関与していただく人を増やし、そのネットワークを広げていきます。

（評価対象とするアクティブシチズン：年度内に活動した、動物愛護推進員の延べ人数、「あすまいる」での飼養管理等に協力いただいたボランティアの延べ人数、県が行う動物愛護管理に関して寄附をいただいた延べ人数（企業等法人の場合は法人数）、県が行う動物愛護管理に関する講習やイベントのスタッフの延べ人数、県と動物愛護管理に関する協定を締結した企業等の数など）

目標項目	現状値 (2年度)	目標値 (7年度)	目標値の考え方
動物愛護に対するアクティブシチズン (ボランティア、寄附者、企業など多様な協力者)の人数(人)	1,110 (元年度)	1,500	殺処分ゼロ等の各取組の目標達成に必要な数を算出し、さらに広がるよう進めます。

**取組
(4) 動物愛護管理の普及啓発**

ア めざす方向

さまざまな主体による動物愛護管理に関する普及啓発活動が活発に行われ、県民一人ひとりが、動物愛護管理についての関心と理解を深めています。

イ 現状と課題

動物愛護管理を推進するためには、動物を愛護する心を育成するとともに、県民が動物に関する正しい知識を持ち、動物を適正に飼養管理することが必要です。

これまで、小中学生を対象に、動物愛護に関する絵・ポスターの募集や動物愛護教室等の開催を通じて、動物愛護管理の普及啓発を行うとともに、「あすまいる」の開設以降は、動物愛護管理に関する情報の提供や動物愛護週間行事の充実を図りました。

今後は、「あすまいる」を拠点とした教育活動や広報活動等をより一層充実させていくとともに、さまざまな主体の意見を取り入れ、発展性をもった普及啓発を実施する必要があります。

また、「あすまいる」の認知度を高め、多くの方に来館・体験していただくために、ホームページをさらに充実させて発信していく必要があります。

その一方で、新型コロナウイルス感染症の発生により「新しい生活様式」が求められていることから、新たな普及啓発のあり方について検討する必要があります。

ウ 県の取組

① 動物愛護管理に関する情報の発信

- ・各種広報媒体を活用し、動物愛護管理に関する効果的な情報発信を行います。特に「あすまいる」への来館者を増やし、普及啓発の取組をより一層推進していくため、ホームページの内容や動物愛護管理に関するイベント情報の発信を充実します。
- ・犬・猫の引取り数・殺処分数の減少のため、終生飼養や適切な繁殖制限等についても、積極的に広報します。
- ・動画やオンラインを活用した新たな普及啓発の方法の検討を行います。

② 動物愛護教室等の実施

- ・ 獣医師会等の関係団体、動物愛護推進員及び関係機関等と連携しながら、動物愛護教室等の取組をより一層推進します。特に、動物愛護管理に関する学習プログラムを充実し、中学校、高等学校等が実施する職場体験実習の受け入れを積極的に行います。

③ 動物愛護週間行事の充実

- ・ 関係団体、企業及び動物愛護推進員等と連携し、さまざまな主体との共催による動物愛護週間行事を実施します。
- ・ 引き続き、小中学生を対象に動物愛護に関する絵・ポスターを募集し、絵やポスターを描くことや県内各所に展示された作品を見ることをとおして、動物愛護の意識を高めます。

エ 他の取組主体の役割

① 県民

家庭や職場等で動物の命や動物との接し方について話し合い、動物にふれあう機会を持つなどして、動物を愛護する心の育成に努めます。

② 動物愛護推進員、関係団体、企業、関係機関、市町（保健所政令市の四日市市を含む）

県と連携し、動物愛護管理に関する普及啓発活動や動物愛護週間行事等を実施します。

オ【指標】 ITを用いた動物愛護の普及啓発

（「あすまいる」のホームページ（HP）へのアクセス数）

（考え方）

動物愛護管理の普及啓発をより一層推進していくため、動物愛護管理の拠点である「あすまいる」の認知度を高めることが必要です。ホームページのアクセス数を集計・分析し、より効果的なホームページを作成し、普及啓発を充実します。

指標の内容	現状値 (2年度)	指標の考え方
ITを用いた動物愛護の普及啓発（「あすまいる」のHPへのアクセス件数）	570,881	現状値から毎年度、アクセス数を増やし、100万件をめざします。

**取組
(5) 周辺生活環境の保全と動物による危害防止**

ア めざす方向

家庭動物等の飼い主が社会的な責任をもって適正飼養することで、動物による危害発生や動物を起因とした地域の問題が減少しています。

イ 現状と課題

飼い犬・飼い猫等の鳴き声や放し飼いなどの不適切な飼養管理、飼い主のいない犬・猫による迷惑行為に関する苦情・相談が保健所に多く寄せられています。

これらの動物による危害や迷惑問題は、地域住民の間で感情的対立となることもあるため、合意形成をふまえたルールづくりや地域の実情に合わせた対策が必要です。

特に、飼い主のいない猫による迷惑行為等に関し、引取りによらない方法による問題解決をめざすため、地域住民の理解の下に繁殖制限の支援を行っていますが、この取組を継続し、飼い主のいない猫を減少させていく必要があります。

また、多頭飼育問題をはじめとする周辺の生活環境の保全に支障をきたす事例も増加しており、この問題の解決方法も検討していく必要もあります。

さらに、動物愛護管理法の改正により特定動物の飼養・保管に関する規制が強化されたことから、厳格な法令遵守が求められます。

ウ 県の取組

- ① 家庭動物等（特定動物は③に記載）による人への危害と迷惑の防止
 - ・ けい留*されていない犬を適正に保護収容し、危害を防止します。
 - ・ 家庭動物等の飼養に関する苦情や相談への対応を的確に行い、その事案が再発することのないよう、飼い主に対して助言・指導するとともに、悪質な場合は厳正に対処します。
 - ・ 多頭飼育問題等の不適正飼養の改善指導を行うとともに、関係機関等と連携しながら、問題の解決方法を検討します。
- ② 飼い主のいない猫による迷惑の防止
 - ・ 地域住民の理解の下に、飼い主のいない猫を減少させる取組を支援する

- ・とともに、その取組について広く周知し、理解を深める啓発を行います。
- ・地域住民からの相談に対して、迅速に支援できるような方法を検討します。

③ 特定動物による人への危害と迷惑の防止

- ・特定動物の飼い主に対して、特定飼養施設の適正な管理や、人への危害の防止を指導するとともに、特定動物の数の把握を的確に行います。

エ 他の取組主体の役割

① 県民

- ・家庭動物等の飼養にあたっては、狂犬病予防法や動物愛護管理法などの関係法令等を遵守し、人に危害を加えたり、迷惑をかけたりにすることのないよう、適正に管理するよう努めます。
- ・家庭動物等の飼養は、適切な飼養環境及び終生飼養等の確保を行うことができる数とし、これを確保できない場合は、繁殖制限を行います。
- ・飼い主のいない猫を管理する場合は、地域住民の理解の下に、繁殖制限、給餌・給水、排せつ物の処理などを適正に行い、周辺的生活環境に配慮した管理に努めます。

② 動物取扱業者

- ・動物の取扱いにあたっては、関係法令を遵守し、人に危害を加えたり、迷惑をかけたりにすることのないよう、適正に管理します。特に、特定動物を取り扱う場合には、特定飼養施設の適正な管理を行い、人への危害の発生を防止するとともに、販売先の飼養保管許可の確認を徹底します。

③ 動物愛護推進員・地域ボランティア等の関係団体

- ・県民からの家庭動物等の飼い方や迷惑防止に関する相談に対応します。
- ・飼い主のいない猫の対策など、地域で発生した問題の解決に向けた助言などの支援に努めます。
- ・獣医師会は、県と連携し、家庭動物等の適正な飼養管理について専門的な助言を行うとともに、飼い主のいない猫の対策に係る支援に努めます。

⑤ 市町（保健所政令市の四日市市を含む）

- ・家庭動物等による危害発生や迷惑問題の苦情・相談に対し、県と連携し、飼い主への助言・指導を行うとともに、狂犬病予防の集合注射や鑑札、注射済票の交付時などの機会を捉えて普及啓発を行います。

- ・ 県と連携し、飼い主のいない猫の対策や多頭飼育問題など、地域で発生した問題の解決に向けた助言などの支援を行います。

オ【指標】 飼い主のいない猫の減少に向けた取組の支援応答率

(考え方)

飼い主のいない猫に関する相談に対する支援の割合（応答率）を集計し、生活環境の保全上の問題解決を図るとともに、引取り数の減少をめざします。（評価対象：飼い主のいない猫の減少に向けた取組（地域猫活動やTNR）に関する相談があった地区のうち、支援に着手した地区件数）

指標の内容	現状値 (2年度)	指標の考え方
飼い主のいない猫の減少に向けた取組の支援応答率(%)	80.2	2年度末から、毎年度、応答率が増加し、90%となることをめざします。

**取組
(6) 所有者明示の推進**

ア めざす方向

家庭動物等の所有者明示を行う飼い主が増加しています。

イ 現状と課題

家庭動物等への迷子札の装着やマイクロチップの埋込み、飼い犬への鑑札・注射済票の装着などによる所有者の明示は、盗難や迷子動物の発生を防ぐとともに、逸走動物の所有者を発見する際にも役立ちます。

しかし、所有者明示率は低い状況であることや、動物愛護管理法の改正により、販売される犬・猫へのマイクロチップの装着、所有者情報の登録が義務化されることから、所有者明示の意義及び役割について県民の理解を深め、所有者明示のさらなる推進を図る必要があります。

ウ 県の取組

- ・家庭動物等の所有者明示の実施について、各種広報媒体の活用や動物愛護教室などさまざまな機会を捉えて働きかけるとともに、獣医師会と連携し、マイクロチップの装着をはじめとする所有者明示の推進に取り組みます。
- ・IT等を活用したアンケート調査により犬・猫へのマイクロチップの装着状況の情報を収集するとともに、その情報の利活用を行います。

エ 他の取組主体の役割

① 県民

家庭動物等の飼い主は、飼養している犬・猫の所有者明示を行うよう努めます。

② 動物愛護推進員

県と連携し、所有者明示についての啓発を行います。

③ 動物取扱業者

動物愛護管理法の改正に基づき、「販売」又は「譲渡し」を行う犬・猫におけるマイクロチップの装着、所有者情報の登録を行います。

④ 関係団体

- ・ 県と連携し、所有者明示についての啓発を行います。
- ・ 獣医師会は、県と連携し、マイクロチップの埋込みを始めとする所有者明示の推進に取り組みます。

⑤ 市町（保健所政令市の四日市市を含む）

県と連携し、所有者明示についての啓発を行います。特に、狂犬病予防集合注射時や動物に関する相談、窓口対応などの機会を捉えて働きかけます。

オ【指標】犬・猫のマイクロチップの装着率

（考え方）

殺処分ゼロに向けて、適正飼養の啓発、譲渡の促進に加え、返還率の向上を図ることも必要です。また、逸走した犬・猫を元の飼い主に戻すには、マイクロチップの装着が有効です。法改正により飼い主の努力義務となったマイクロチップの装着率が増えることで、返還率の向上をめざします。

（評価対象の飼い主：イベント等においてIT等を活用したアンケート調査により、マイクロチップを装着していた飼い主の割合）

指標の内容	現状値 (2年度)	指標の考え方
犬・猫のマイクロチップの装着率(%)	犬 23.9 猫 20.2	現状値から毎年度、上昇し、犬猫ともに50%をめざします。

**取組
(7) 動物取扱業の適正化**

ア めざす方向

動物取扱業者による適正な動物の取扱いが行われています。

イ 現状と課題

動物取扱業者による不適切な飼養又は保管を防止し、動物取扱業者の質の確保を図る観点から、令和元年度に動物愛護管理法の改正がありました。これにより、販売事業所外での対面説明等の禁止や動物取扱責任者の資格要件の厳格化が図られるとともに、今後、動物の飼育管理における遵守基準が具体的に明示されるなど、一段と規制が強化されます。

このことから、動物愛護管理法の改正に伴う新たな規制の着実な運用を図るとともに、動物取扱業者自身が法の遵守状況を点検し、自主管理を促進していく必要があります。

ウ 県の取組（保健所政令市の四日市市を含む）

① 動物取扱業への監視指導

動物取扱業者に対する監視指導を実施し、新たな規制の着実な運用を図ります。

② 動物取扱業者による適正な動物の取扱いの促進

動物取扱責任者研修*などの機会を捉えて、関係法令等に基づく遵守事項の周知を図るとともに、動物取扱業者自らが自主管理を推進するための助言等を行います。

エ 他の取組主体の役割

① 県民

動物の購入やトリミング等のサービスを利用する際は、動物愛護管理法に基づく登録を受けている業者であること、適正な動物の取扱いがなされていることなどを確認するよう努めます。

② 動物取扱業者

動物の取扱い等にあたっては、関係法令等を遵守し、飼養・保管する動物及び飼養施設の適正な管理を主体的に行います。

③ 市町（保健所政令市の四日市市を含む）

県と連携し、動物取扱業者に対する監視指導とあわせて、狂犬病予防法等の関係法令に基づく遵守事項の徹底を図り、適正な動物の取扱いを促進します。

オ 【指標】 法令遵守状況等の自主点検を実施している動物取扱業者の割合
(考え方)

動物取扱業者が法令を遵守し、適正な動物の取扱いを行うためには、県による監視指導だけでなく、動物取扱業者自身が自主管理を推進する必要があります。優良な動物取扱業者の育成につながるよう、自主的に点検に取り組む動物取扱業者を増やすことをめざします。

(対象：監視した動物取扱業者のうち取組を実施している事業者)

指標の内容	現状値 (2年度)	指標の考え方
法令遵守状況等の自主点検を実施している動物取扱業者の割合	—	毎年度、自主点検を実施している動物取扱業者が増加し、すべての動物取扱業者が実施することをめざします。

取組
(8)

実験動物、産業動物等の適正な取扱いの推進

ア めざす方向

実験動物、産業動物等が適正に取り扱われるとともに、その役割に関する普及啓発が進んでいます。

イ 現状と課題

実験動物の飼養及び科学上の利用にあたっては、実験動物の取扱いの基本的考え方である「3Rの原則」（代替法の活用：Replacement、使用数の削減：Reduction、苦痛の軽減：Refinement）をふまえた、適切な措置を講じる必要があります。

また、日常の食事で提供される肉・卵または皮革製品等として利用するために飼養される産業動物については、その生理、生体、習性等を理解し、利用の目的に応じて、その行動を妨げることがないように、アニマルウェルフェアに配慮した飼養管理が求められています。

さらに、盲導犬などの補助犬*や警察犬のように、さまざまな能力を人のために活用する目的で飼養される使役動物に対して、理解がより得られるように普及啓発を図る必要があります。

このことから、関係機関等と連携し、実験動物や産業動物等の役割や適正な取扱いについて普及啓発を進めるとともに、これらの動物の役割や必要性について理解を深める取組を実施する必要があります。

ウ 県の取組

- ・ ホームページ等により、実験動物や産業動物等の適正な取扱いに関する普及啓発を行います。
- ・ 関係機関や関係団体等と連携し、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準*」や「産業動物の飼養保管基準」、「アニマルウェルフェアに配慮した家畜の飼養管理の基本的な考え方」を周知します。
- ・ 補助犬への接し方等への理解を深めるための普及啓発を行います。

エ 他の取組主体の役割

① 県民

実験動物、産業動物等の役割について理解を深め、動物の命に対する感謝の心を育みます。

② 関係団体、四日市市

県と連携し、実験動物、産業動物等の果たす役割等について普及啓発を行います。

③ 関係機関等

実験動物を取扱う研究機関は、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」を遵守した実験の実施に努めます。

産業動物の飼養者等は、「産業動物の飼養及び保管に関する基準」等に沿った適正な飼養を行い、産業動物の快適性の確保に努めます。

オ【指標】実験動物等の役割や適正な取扱いに関し、理解を深めた人数
(累計)

(考え方)

実験動物や産業動物等の役割や必要性、動物の命に対する感謝と畏敬の念を抱くとともに、適正な取扱いをとおして命への理解を深める教育活動を実施します。

指標の内容	現状値 (2年度)	指標の考え方
実験動物等の役割や適正な取扱いに関し、理解を深めた人数(人、累計)	150 (元年度)	県等が行う実験動物等に関する講習会等への受講者が増え、令和7年度までに延べ900名の受講をめざします。

第4章 推進体制の充実等

1 推進体制の充実

(1) 現状と課題

第2次推進計画の取組を効率的かつ効果的に推進していくため、県の動物愛護管理の拠点として、犬・猫の譲渡、診療等に必要な機能を満たす「あすまいる」を平成29年5月に開所しました。

この「あすまいる」を拠点に、県が重点的に取り組んでいる「殺処分数ゼロに向けた取組」、「災害時などの危機管理対応の取組」、「さまざまな主体との協創*の取組」をより一層推進するとともに、県民、動物愛護推進員、関係団体などさまざまな主体が、相互理解の下に連携し、基本理念の実現に向けて本計画を着実に推進していく必要があります。

(2) 今後の取組

ア 推進体制の充実

基本理念の実現に向け、「あすまいる」を拠点として、さまざまな主体の自主的な活動の輪を広げるとともに、協創による取組を一層充実させていく体制を構築します。

イ 三重県動物愛護管理推進協議会の活性化

動物愛護管理の推進体制を充実させていくため、三重県動物愛護管理推進協議会*における意見交換をふまえ、施策に反映します。

2 取組の進捗管理

年度ごとに取り組む内容等を定めた「実施計画」を策定し、進捗管理を行うとともに、毎年度、目標等の達成状況を点検し、翌年度の計画における取組に反映させることとします。

(参考資料)

用語の説明

(1) 動物に関する用語

用語	説明	根拠
動物	哺乳類、鳥類及び爬虫類に属する動物をいいます。本計画では純粋な野生状態の下にある動物は含まれません。	家庭動物等の飼養及び保管に関する基準
家庭動物等	愛がん動物又は伴侶動物（コンパニオンアニマル）として家庭等で飼養及び保管されている動物並びに情操の涵養及び生態観察のため飼養及び保管されている動物をいいます。	
愛護動物	牛、馬、豚、めん羊、山羊、犬、猫、いえうさぎ、鶏、いえばと及びあひる、その他人が占有している動物で、哺乳類、鳥類、爬虫類に属するものをいいます。	動物の愛護及び管理に関する法律
特定動物	動物愛護管理法に基づき指定された、人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれのある動物をいい、トラやライオンなどの猛獣やニホンザルなどが該当します。これらの動物を飼養又は保管する場合には、あらかじめ都道府県知事の許可が必要ですが、令和2年6月1日から愛玩目的の飼養は禁止となりました。	
傷病動物 (負傷動物等)	疾病にかかった、若しくは負傷した状態で、道路、公園、広場その他の公共の場所にいる犬、猫等の動物をいいます。	
実験動物	実験等の利用に供するため、施設で飼養又は保管をしている哺乳類、鳥類又は爬虫類に属する動物（施設に導入するために輸送中のものを含む。）をいいます。	実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準
産業動物	産業等の利用に供するため、飼養し、又は保管している哺乳類及び鳥類に属する動物をいいます。	産業動物の飼養及び保管に関する基準
ペット	家庭動物等のうち、同行避難の対象となる犬、猫、ウサギ等の小動物をいいます。	災害時におけるペットの救護対策ガイドライン
放浪動物	何らかの理由で放置せざるを得なくなり放浪状態になったペットのほか、けい留されたまま放置された状態のペットも含まれます。	

(2) その他の用語

●あ行

◇アクティブシチズン

県が進める戦略計画である「みえ県民力ビジョン」の基本理念で示しているの用語と同様に、「自立し、行動する県民」をいいます。

「自立し、行動する」とは、自らの判断と責任のもとで、公共心を持って社会の一員として生きていくことであり、地域社会や企業などの一員として、進んで責任を果たしていくことをいいます。

◇あすまいる

平成 29 年 5 月に開所した、三重県の動物愛護推進の拠点である「三重県動物愛護推進センター」の愛称として用いられています。「あすまいる」は、「アニマル・スマイル」を意味する造語として、「動物、人、すべてに笑顔が広がるように」との思いが込められています。

・「あすまいる」のホームページの URL はこちら: <http://www.pref.mie.lg.jp/ASMILE/>

◇犬・猫の引取り

動物愛護管理法第 35 条に基づき、飼い主から引取りを求められた飼い犬・飼い猫や飼い主の判明しない犬・猫を都道府県等が引き取ることをいいます。

◇遺棄・虐待

遺棄とは、愛護動物を捨てることであり、この行為は動物を危険にさらし、飢えなどの苦痛を与えるばかりでなく、人に危害や迷惑を及ぼす場合もあります。

また、虐待とは、愛護動物をみだりに苦しめる行為のことをいい、正当な理由なく動物を殺したり傷つけたりする積極的な行為だけでなく、必要な世話を怠ったりケガや病気の治療をせずに放置する、十分な餌や水を与えないなどの行為も含まれます。また、食用にする、治る見込みのない病気やけがで動物がひどく苦しんでいるときなど、正当な理由で動物を殺すことは虐待ではありませんが、その場合でもできる限り苦痛を与えない方法をとらなければなりません。

愛護動物を遺棄したり虐待したりすることは犯罪であり、違反すると、懲役や罰金の対象となります。

【動物愛護管理法第 44 条】

○愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者

→ 5 年以下の懲役又は 500 万円以下の罰金

○愛護動物に対し、みだりに、その身体に外傷が生ずるおそれのある暴行を加え、

又はそのおそれのある行為をさせること、みだりに、給餌若しくは給水をやめ、酷使し、その健康及び安全を保持することが困難な場所に拘束し、又は飼養密度が著しく適正を欠いた状態で愛護動物を飼養し若しくは保管することにより衰弱させること、自己の飼養し、又は保管する愛護動物であつて疾病にかかり、又は負傷したものの適切な保護を行わないこと、排せつ物の堆積した施設又は他の愛護動物の死体が放置された施設であつて自己の管理するものにおいて飼養し、又は保管することその他の虐待を行つた者

→ 1年以下の懲役又は 100万円以下の罰金

○愛護動物を遺棄した者

→ 1年以下の懲役又は 100万円以下の罰金

●か行

◇飼い主のいない猫の減少に向けた取組

飼い主のいない猫による迷惑問題等に関し、引取りによらない方法により問題解決をめざす取組です。県では、地域住民の理解のもと行う繁殖制限への支援を行っています。

飼い主のいない猫への不妊・去勢手術を行い、給餌や排せつ物の管理等を実施する「地域猫活動」や、「TNR（T（trap：捕獲し）、N（neuter：不妊・去勢手術をし）、R（return：元の場所に戻す）活動）」がありますが、いずれもトラブルの軽減や引取数の減少に期待ができる取組です。

◇協創

さまざまな主体のそれぞれが、自立し、行動することで協働による成果を生み出し、新しいものを創造していくことをいいます。

県が進める戦略計画である「みえ県民力ビジョン」の基本理念において、県民の皆さんとの協創により「県民力でめざす『幸福実感日本一』の三重」の実現をめざしています。

◇けい留

飼い犬が逃げたり、人の生命等に危害を加えたりすることがないように、柵、檻、その他の囲いの中で飼養・保管し、又は綱、鎖等につないでおくことをいいます。

警察犬、狩猟犬、盲導犬等の使役犬をその目的のために使用する場合などを除き、飼い犬をけい留しておかなければならないことが三重県動物の愛護及び管理に関する条例で定められています。

◇公益財団法人三重県動物管理事務所

昭和 51 年に三重県の 100%出資で設立された公益法人で、狂犬病予防法、動物の愛護及び管理に関する法律等に基づく犬等の保護や犬・猫の処分業務の他に、保健所や「あすまいる」における動物の飼育管理や動物愛護教室等の講師などの動物愛護管理業務を行っています。

◇公示

行政機関等が一定の事柄を一般に広く知らせることをいいます。保健所では、保護した犬や引取りを行った飼い主の判明しない犬・猫の情報（種類や毛色、保護した日時や場所等）を掲示するとともに、保護した犬の情報と写真をホームページに掲載（インターネット公示）し、飼い主への返還率の向上に努めています。

●さ行

◇さまざまな主体

（１）県民

以下の主体を除く、すべての県民をいいます。

（２）動物愛護推進員

動物愛護管理法に基づき知事等が委嘱した県民で、行政と協力して地域での動物愛護と適正飼養の普及啓発等を行います。

（３）地域ボランティア

住み慣れた地域の中で、自主的に動物愛護推進に関する取組や活動をしている者をいいます。

（４）動物取扱業者

動物愛護管理法に定められたペットショップ、繁殖業、動物園など、業として動物を取り扱う者をいいます。

（５）関係団体

獣医師会、（公財）動物管理事務所、動物愛護団体など、動物愛護管理に関わりの深い団体をいいます。

（６）企業

動物愛護推進等を目的として県と協定等により連携している企業をいいます。

（７）関係機関

学校などの教育機関や動物実験を行う研究機関などをいいます。

（８）行政

県、四日市市（保健所政令市）及びその他の市町をいいます。

◇飼養及び保管に関する基準

動物の健康と安全を確保するとともに動物による人への危害や迷惑を防止するた

め、動物愛護管理法に基づき定められた基準をいいます。畜産動物、実験動物、家庭動物、展示動物のそれぞれについて定められています。

○実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準

実験動物の取扱いの基本的考え方である「3Rの原則」等に配慮するように努めることなどが定められています。

○産業動物の飼養及び保管に関する基準

産業動物の衛生管理や安全の保持、導入・輸送に当たっての配慮、危害防止、生活環境の保全等に関する事項が定められています。

○家庭動物等の飼養及び保管に関する基準

家庭動物等の健康や安全の保持、繁殖制限、逸走防止等に関する事項の他、学校、福祉施設等における動物の飼養・保管に関する事項が定められています。

○展示動物の飼養及び保管に関する基準

動物園、ペットショップ等において、展示、ふれあい、販売等を目的として飼養されている動物の健康や安全の保持、危害等の防止、輸送時の取扱い等に関する事項が定められています。

◇譲渡

保健所に保護・収容された犬や猫を、飼い主以外の飼養を希望する方に飼養してもらうことをいいます。

◇所有者明示

飼い主の氏名や連絡先を記した首輪、迷子札、マイクロチップ、脚環等により、動物の所有者を明らかにすることをいいます。動物愛護管理法により、動物の飼い主の努力義務として定められているとともに、特定動物については、原則としてマイクロチップの装着が義務付けられています。

また、飼い犬については、狂犬病予防法により、鑑札と狂犬病予防注射済票の装着が義務付けられています。

●た行

◇多頭飼育問題

犬・猫等が繁殖などにより増えすぎた結果、適正な飼養が困難になるとともに、周辺の生活環境が損なわれる事態等が発生している状態をいいます。

◇適正飼養

動物愛護管理法などの関係法令等を遵守し、動物を適正に飼養することをいいます。

す。

◇同行避難

災害時に、飼い主が飼育しているペットを同行し、避難場所まで安全に避難することです。避難所での人とペットの同居を意味するものではありません。

◇動物愛護管理

動物の愛護及び管理をいいます。

動物の愛護とは、動物をみだりに殺し、傷つけ又は苦しめることのないよう取り扱うことや、その習性を考慮して適正に取り扱うようにすることのみにとどまらず、動物の命に対して感謝及び畏敬の念を抱くとともに、この気持ちを命あるものである動物の取扱いに反映させることです。

動物の管理とは、動物の鳴き声、糞尿等による迷惑の防止を含め、動物が人の生命、身体又は財産を侵害することのないよう適正に管理することです。動物を適正に管理するためには、動物のけい留、屋内での飼養、みだりな繁殖の防止など、動物の行動等に一定程度の制約を課すことが必要となる場合がありますが、動物が人と一緒に生活する存在として社会に受け入れられるためには、人と動物の関わりについても十分に考慮したうえで、その飼養及び保管を適正に行うことが求められます。

◇動物愛護推進員

動物愛護管理法に基づき、地域における犬、猫等の動物の愛護の推進に熱意と識見を有する者のうちから都道府県知事等が委嘱します。動物愛護推進員の活動として、動物の愛護と適正飼養の重要性について住民の理解を深めること、犬、猫等の繁殖制限や譲渡の支援、災害時における犬、猫等の動物の避難、保護等に関する施策を含め、国又は都道府県等が行う施策への協力を行うことが規定されています。

◇動物愛護週間

命あるものである動物の愛護と適正な飼養についての関心と理解を、ひろく国民の間に深めるようにするため、9月20日から同月26日までを動物愛護週間とし、国及び地方公共団体は、その趣旨にふさわしい行事を実施するよう動物愛護管理法に規定されています。

◇動物取扱業者

業として動物を取り扱う者をいい、第一種動物取扱業と第二種動物取扱業に分けられます。

営利を目的に、動物の販売、保管、貸出し、訓練、展示、競りあっせん、譲受飼養を業として行う場合、第一種動物取扱業として都道府県知事等の登録が義務付けられています。登録は事業所ごとに行い、各事業所に動物取扱責任者の設置が必要

です。

動物愛護団体の譲渡活動や公園での動物展示など、飼養施設を有する営利性のない動物の取扱いは、第二種動物取扱業として都道府県知事等への届出が義務付けられています。

◇動物取扱責任者研修

動物取扱責任者は、業務を適正に営むために十分な技術的能力及び専門的な知識経験を有する必要がある、また、都道府県知事が行う、動物取扱業務に必要な知識及び能力に関する研修である「動物取扱責任者研修」を受講するよう動物愛護管理法で義務付けられています。

●は行

◇繁殖制限

去勢・不妊手術の実施や雌雄を分けて飼養することにより、動物の繁殖を制限することをいい、動物愛護管理法により、動物の飼い主の努力義務として定められています。飼っている動物が繁殖し、飼養数が増加しても、適切な飼養環境の確保や終生飼養又は適切な譲渡が飼い主の責任において可能である場合を除き、原則として、繁殖制限を行う必要があります。

◇人と動物の共通感染症

狂犬病、オウム病（主にオウムなどの愛玩用の鳥からヒトに感染し、肺炎などの気道感染症を起こす病気）、腸管出血性大腸菌O-157^{オー}感染症など、動物から人、人から動物に感染が成立する病気の総称です。人獣共通感染症や動物由来感染症、ズーノーシスともいいますが、動物愛護管理法では、動物から人への感染と同様、人から動物へ感染する疾病にも注意を払い、動物の健康と安全を確保すべきとの観点から、「人と動物の共通感染症」と表記しています。

◇返還

保健所に保護・収容された犬や猫を、飼い主の元に戻すことをいいます。

◇保健所政令市

地方公共団体のうち、地域保健法の規定により、保健所を設置できる政令指定都市、中核市、および政令で定める市のことをいいます。

三重県では、四日市市が平成20年4月1日に保健所政令市となりました。

◇補助犬（身体障害者補助犬）

身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）で規定する、盲導犬、聴導犬、介助犬をいいます。この法律は、身体障害者補助犬の育成及びこれを使用する身体障

害者の施設等の利用の円滑化を図り、もって身体障害者の自立及び社会参加の促進に寄与することを目的とし、身体障害者補助犬の訓練や施設等における身体障害者補助犬の同伴、身体障害者補助犬の取扱い等について規定しています。

●ま行

◇マイクロチップ

所有者明示の方法の1つとして、直径2mm、長さ12mm程度の生体適合ガラスに覆われた円筒形の電子標識器具で、体に直接埋め込んで使用します。マイクロチップには15桁の番号が記録されており、専用の読み取り器（リーダー）で読み取ることができます。

一度体内に埋め込むと、首輪や名札のように外れて落ちる心配が少なく、安全性の高い動物の所有者明示の方法として、ヨーロッパやアメリカをはじめ、世界中で広く使用されています。

令和元年の法改正により、販売される犬または猫に装着することが販売事業者の義務となり、また、すでに飼育している犬または猫に装着することが所有者の努力義務となりました（令和4年6月1日から施行される予定）。

◇三重県動物愛護管理推進協議会

動物愛護推進員の委嘱の推進、動物愛護推進員の活動の支援等について意見をいただくため、動物愛護管理法第39条に基づき、平成20年12月に設立した協議会で、獣医師会、（公財）動物管理事務所等の関係団体、学識経験者、関係行政機関で構成されています。

●や行

◇抑留期間

保護した犬や引取りを行った飼い主の判明しない犬・猫を、保健所の動物舎に留めておく期間をいいます。県では、犬・猫の情報を掲示した翌日を公示1日目とし、公示期間終了後、猶予日を1日設けており、この期間が抑留期間となります。狂犬病予防法及び三重県動物の愛護及び管理に関する条例に基づく公示期間は2日間となっていますが、公示期間及び抑留期間を延長することなどにより、飼い主への返還率の向上に努めています。